「事業の概要及び測量等の実施に関する説明会」質疑応答の概要 (平成21年12月15日(火)武蔵野市立本宿小学校)

本資料は平成21年12月15日(火)武蔵野市立本宿小学校で開催された「事業の概要及び測量等の 実施に関する説明会」での質疑応答の概要を国土交通省東京外かく環状国道事務所が取りまとめたもの です。

質問者

- ・ 平成 19 年 4 月の都市計画決定について、平成 18 年に東京都が実施した武蔵野市の公会堂における 説明会の内容で決定されたことでよいか。
- ・ 外環の都市計画上の路線名は何か。
- ・ 都市計画について現在も本線部と街路部が一体として認定されているということでよいか。
- ・ スライド p.10 の「立体的な範囲を定める区間」とは何か。建築確認申請の取り扱いはどうなっているのか。
- ・ 大深度地下使用が認可されれば、補償は無いということであるが、昭和 41 年の都市計画以降の精神的な苦労に対する責任はないのか。
- ・ 「対応の方針」については、課題を整理しただけで、具体的な解決策を示していないのではないか。
- ・ 外環の廃止の可能性がある中で、調査を行うのは無駄になる可能性がある。誰が今回の説明会を指示したのか。
- ・ 井戸調査の範囲はどこか。

回答者

(東京都)

- ・ 都市計画としては、平成 18 年にご説明した内容で決定されている。環境影響評価については、準備書でご説明したが、評価書までの過程で若干の修正があった。
- ・ 高速道路本線部の路線名は、「都市高速道路外郭環状線」である。
- ・ 外郭環状線(23m)と外郭環状線ノ 2(40m)は、重複した都市計画決定になっているが、それぞれ 別の機能を有する道路である。
- ・ 平成 13 年の法改正により、立体都市計画が定めることができる。武蔵野市域では、外郭環状線 / 2 が別に定められているため、都市計画上の制限が生じる。外環 / 2 については、 道路もしくは緑地として整備、 都市計画の区域を縮小して道路などを整備 代替機能を確保した上で廃止、の考え方を基に、住民のご意見を聴きながら、都市計画としてとりまとめたい。

(国)

- ・ 大深度地下使用が認可されると、大深度法は地下 40m 以深に設定されるため、その地上部での土地利用には影響は無いと考えている。
- ・ なお、大深度にも土地の所有権は及ぶが、大深度地下は公益性がある事業のため、使用権を設定しても通常は補償すべき損失が発生せず補償しない考えである。ただし、トンネルにあたって支障となる深い井戸は事前に補償する予定。
- ・ 「対応の方針」は、課題検討会などで頂いた意見を基に、今後、検討すべき課題に対して、事業の

どの段階でどのように対応するかを示したものである。今後、事業の各段階で引き続き皆様のご意見を頂きながら詳細に検討する。

- ・ 来年度予算は、現時点では未定である。一方、今年度の補正予算のうち調査、設計のための予算は 執行停止となっておらず、今回測量、地質調査、井戸調査を実施するもの。それに先立って皆様に 現地調査の内容を説明するものである。
- ・ 今回の説明会の開催や現地調査の実施については、上部機関とも相談、調整している。
- ・ 今回の井戸調査においては、計画地内および計画地に部分的にでも入っている可能性があるお宅を対象として範囲を設定している。それ以外の周辺のお宅については、工事前の段階に調査を行う予定である。

質問者

・ 武蔵野市は大深度地下であるため、用地取得などの説明は無いと思うが、今後、事業について住民 説明をどのように行うのか。

回答者

(国)

- ・ 今後は、測量や地質調査などの結果を踏まえて、道路構造物の設計を進め、設計が固まった段階で設計に関する説明の会など事業の各段階で説明をさせて頂く予定。
- ・ また、大深度法の手続きの中でも必要に応じて周知、説明をする予定。工事段階では、施工計画などについて説明する予定である。
- ・ いずれも、具体的な会の形式については、今後検討する。

質問者

五日市街道と井の頭通りにおいて、すでに用地買収が済んで空地になっている土地があるのではないか。

回答者

(国)

・ 外環事業として、これまで買収した土地はない。生活再建救済制度によって、都市計画制限のために生活設計に支障をきたす住民から申し出があった場合に、武蔵野市土地開発公社が買っている土地はある。

質問者

・ 大深度になった場合、外環の計画線内にあり、救済制度によって公社が取得した土地はどのように 取り扱うか。大深度になったことで、これまでと今後で、補償内容に差が出てくるのではないか。

回答者

(国)

大深度区間については、事業用地として国が取得することはないが、まちづくりに活用することや 代替地として活用することも含めて、今後検討する。

質問者

- 事業の費用と工期はどうか。
- ・ 事業費が1.6兆円から1.3兆円に下がった理由は何か。

回答者

(国)

- ・ 外環の関越から東名までの概算事業費は、約1.28兆円を見込んでいる。これは、新技術の採用や他 の路線のコスト縮減の実績を踏まえて積み上げたものである。
- ・ 今後、競争性の高い契約方式の採用や、合理的な施工方法の採用など、さらなるコスト縮減に努める。
- ・ なお、工期については未定である。
- ・ 約 1.6 兆円の事業費は、事業の大まかな規模を把握したり説明するため、既存の資料を基に、単価 を設定し算出したものである。

質問者

- ・ 外環ノ2は、廃止されたのか。
- ・ 大深度使用の真上の土地は、周辺に比べて地価が安くなる可能性があるが、そのような土地への資産補償はないのか。

回答者

(東京都)

・ 廃止されていない。区市や住民意見を聴きながら、先ほどお話ししたように都市計画としてのとり まとめをしていく。

(国)

・ 法律の枠組みでは、事前に補償することなく、使用権を設定することができるとされている。

質問者

- 本日の説明会の記録を公表すべきと考えるが見解はいかがか。
- ・ 質疑応答が不十分であり終了時間を延長すべきと考えるが見解はいかがか。
- 大深度の申請と認可は誰が実施するのか。同一である場合は、第3者を関与させるべきではないか。
- ・ B/Cは2.9だが、「対応の方針」に対応すると、もっとCが大きくなるのではないか。

回答者

(国)

- ・ 質疑の概要について、ホームページや広報誌などでの公表を検討する。
- ・ 本日の説明会終了後、個別の質問に対応する時間を設ける。
- ・ 大深度法に基づき申請者、認可者ともに国となる。
- ・ 今後とも、事業費は増えないように十分留意して、事業を進めていきたいと考えている。

以上